

「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正に関する  
意見募集についての結果について

平成 29 年 3 月 31 日

＜問い合わせ先＞

航空局安全部

運航安全課

(内線 50136)

国土交通省は、平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 3 月 21 日まで、「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、12 件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、適宜集約させて頂いております。

なお、今回の意見募集とは別に、平成29年4月1日付けにて地方航空局組織改編が行われるため、地方航空局の申請窓口等を「保安部運用課審査員認定係」から「保安部運用課」へ改める改正もあわせて行っております。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>電子メール等を活用し、操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信の機能を強化することには賛成するものの、一方で、操縦技能審査員に対して新たな業務や個人情報管理の負担を課すことに懸念。他の方法により、操縦者の電子メールアドレスを収集すべき。</p> <p>(同趣旨のご意見が他に9件)</p>	<p>本改正内容につきましては、操縦技能審査員定期講習等において趣旨をご説明させて頂くとともに、関係団体とも協力し、周知を図っていくこととしております。操縦技能審査員の方々の負担とならないように努めて参りますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>また、被審査者の電子メールアドレス等個人情報の管理については、既に相当の注意をもって保管管理されている被審査者の氏名住所や技能証明などの個人情報と同様の取扱いとして頂くことを想定しております。</p> <p>加えて、本改正に伴う電子メールアドレスの提出については、被審査者の任意の提出としているため、改正案文にも「被審査者の同意を得たうえで」と記載しているところです。</p>
<p>このような制度を作る場合には、操縦技能審査員への講習会での説明など、丁寧な周知を図るべき。</p> <p>(同趣旨のご意見が他に1件)</p>	<p>本改正内容につきましては、操縦技能審査員定期講習等において趣旨をご説明させて頂くとともに、関係団体とも協力し、周知を図っていくこととしております。</p>
<p>本件とは別に、操縦士が随時電子メールアドレスを登録・変更できる仕組みを整えるべき。</p> <p>(同趣旨のご意見が他に1件)</p>	<p>本件に加え、国交省ホームページでの周知や関係団体等と協力し、操縦者の方から当局に対して直接メールアドレスを提出して頂けるよう、呼びかけていくこととしております。</p>
<p>継続して安全情報を受信するには SNS アカウントの方が適しているパイロットも多いため、SNS を活用した情報発信についても検討すべき。</p>	<p>現時点においては、最も汎用性があると考えられる電子メールによる情報発信を実施していくこととしておりますが、引き続き、情報発信の強化を図る中で、頂いたご意見も参考とさせていただきます。</p>